

多忙化問題の改善に向けた提言

各小・中学校で取り組んで欲しいこと	
<p>1 校内の会議・行事等の見直し 会議・行事等の内容、実施や準備の在り方を見直し、軽重を付けた取組みをするよう努める。 (1) 会議資料は事前に配布し、提案は要点のみ説明する等、効率的な進行と時間短縮に努める。 (2) 行事の重点化を図るとともに、ねらいに応じて、軽重をつけた取組みに努める。</p> <p>2 職員の業務の見直し 特定の職員に業務が集中したり、担当業務量に大きな差が生じたりしないよう、適正な業務分担に努める。 (1) 校務分掌が、実質的に機能するよう、分掌組織・分掌業務を見直す。 (2) 放課後の会議の調整に努めるとともに、会議出席者を最小限にとどめ、職員に担当業務を行う時間を保障する。 (3) 分掌の業務量を踏まえ、分掌担当を複数配置するとともに、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。 (4) 休憩時間の目的を考えたゆとりある時程表を作成する。</p> <p>3 校内の組織間や職員間の連携、及び、学校と保護者の連携の見直し 校内の分掌組織や学年間の連携、職員間の連携、学校と保護者との連携の在り方を見直し、役割分担と業務遂行の効率化に努める。 (1) 校内の組織間・職員間の連携を強めるとともに職員の協働による分掌業務の遂行に努める (2) 教育活動の一層の充実のために、積極的に保護者や地域住民等のボランティアの協力を得よう努める。 (3) P T A活動、教育振興運動等においては、学校と保護者・地域住民それぞれの役割を分担し、効率的、効果的な活動の推進に努める。</p>	<p>4 各種大会への取組や部活動の見直し 中学校においては、参加する大会等を精選するとともに、日常の活動の在り方を見直し、生徒及び職員にとって、無理のない活動に努める。 (1) 関係団体に対して、各種大会の開催、実施の時期、大会運営の在り方等について、見直しを要請する。 (2) 第2・4日曜日の月2回の部活動休止日を関係者に周知するとともに、週1日の休養日を設ける等の部活動の見直しに努める。 (3) 部活動指導に当たっては、地域の外部指導者の協力を得よう努める。</p> <p>5 外部団体からの依頼に対する対応の見直し 児童生徒や教職員の参加要請については、外部団体と調整のうえ軽減を図るよう見直す。 (1) 外部団体の依頼への対応は、学校の教育活動のねらいに応じて適切に判断する。 (2) コンテスト・コンクール等の応募作品の作成は、長期休業中に児童生徒の自主的な活動として取り組ませるなどの工夫をする。</p> <p>6 多忙化問題への取組 多忙化問題の内容を検証し、学校として改善に積極的に取り組む。 (1) 校内で、多忙化問題を検討する組織をつくり、改善の手立てを講じる。 (2) 職員会議等で、勤務実態にかかわる意見交換の機会をもち、職員の多忙化問題改善に対する参画意識を高める。 (3) 管理職は、職員の健康に気を配り、振替休日の実質的な実施や休暇の取得促進に努める。</p>

市町村・県教育委員会で取り組んで欲しいこと

- | | |
|---|--|
| <p>1 調査・照会・通知・依頼等の見直し
調査・照会は厳選し、最小限にとどめるとともに、余裕をもった報告・回答期限とするよう努める。</p> <p>(1) 各学校に調査等を依頼する場合は、他の類似調査の結果を活用する等して、調査項目の削減に努める。</p> <p>(2) 調査等の内容を精選し、調査の簡素化に努める。</p> <p>(3) 通知・依頼、調査・照会は、目的に応じ、メール・FAX等を活用し、その周知を迅速に行い、報告・回答に要する時間を確保するよう努める。</p> <p>2 業務の進め方の見直し
復命書、報告書等の簡略化と文書処理の簡素化を検討する。</p> <p>(1) 教職員に提出を求める復命書・報告書等の様式を見直し、簡略化を図る。</p> <p>(2) 学校に提出を求める書類は、様式を電子媒体で提供し、内容によってはメール等での提出を認め、作成や送付の作業負担の軽減を図る。</p> <p>(3) 校務分掌業務や情報の伝達・共有にコンピュータを活用できるよう、地方交付税措置を活用し、各学校に教職員用コンピュータの配置と校内LANの整備に努める。</p> <p>3 会議・研修等の見直し
会議・研修会等の開催は、支障がない場合は、長期休業期間中に実施するほか、厳選するよう検討する。</p> <p>(1) 県教育委員会や教育事務所が行う会議・研修会等のうちで、市町村教育委員会でも同様の会議・研修会等を行っている場合、役割分担を明確にして、その実施主体を見直す。</p> <p>(2) 会議・研修会等は、内容を見直し、回数や時間の削減に努め、協議・研修内容を精選する。</p> <p>(3) 長期休業中に研修を行う場合は、内容によっては、選択(希望)研修として教員の負担感を軽減する。</p> <p>(4) 小規模・複式学級を有する学校の教職員に会議・研修会等への出席・参加を求める場合は、その内容によっては、児童生徒の指導を優先することを認める。</p> | <p>4 研究指定の見直し
研究指定や学校公開研究会の目的や内容を見直し、その在り方を検討する。</p> <p>(1) 研究指定や学校公開研究会を見直し、精選する。</p> <p>(2) 研究成果の公表は、その目的に応じ、学校公開研究会以外の報告書で行う方法も検討する。</p> <p>(3) 校内での研究・研修の内容は、学校や児童生徒の実態を踏まえ、より実践的なものとなるように、その改善・充実の支援に努める。</p> <p>5 学校に参加を求める各種主催事業の見直し
児童生徒・教職員の参加を求める事業を見直し、参加者を最小限とするよう検討する。</p> <p>(1) 児童生徒・教職員の参加を要請する事業を精選する。</p> <p>(2) 各種事業が、学校の教育課題の改善・充実に繋がるよう内容を見直し、内容によっては参加を希望制にする。</p> <p>(3) 会議や研修会は必要性や緊急性を考えて開催する。</p> <p>(4) 小・中学校体育連盟、中学校文化連盟、体育・文化関係団体、教育研究団体等任意団体の事業への参加は、過度の負担とならないよう調整を要請する。</p> <p>(5) 私学協会に、入試説明会の合同開催や学校見学の開催期日等について、配慮を要請する。</p> <p>6 多忙化問題への取組
多忙化問題の改善のために、教職員の勤務の状況とその改善の状況を継続的に把握し、普段から対応策を検討する。</p> <p>(1) 市町村教育委員会と県教育委員会・教育事務所が連携して、教員の多忙化問題に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 市町村教育委員会と県教育委員会・教育事務所の施策や事業の整理を行う。</p> <p>(3) 各学校における定時退校日を設定するよう奨励する。</p> <p>(4) 市町村・県教育委員会は、労働安全衛生法改正の趣旨を踏まえ、教職員の安全管理と心身の健康管理に努める。</p> |
|---|--|